

月 報 平成26年 9月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

7月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は前年同月比で、一般が32.0%減、パートは39.0%減で、全体では33.5%の減少となった。
- ・月間有効求職者数は874人で、前年同月比で9.0%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は、前年同月比で、一般求人が3.9%減、パート求人は2.2%減となり、全体として3.3%の減少となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、建設業、製造業で大幅減少、卸売・小売業、飲食店・宿泊業等で大幅増加となった。
- ・月間有効求人数は802人で、前年同月比で17.3%の増加となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.21ポイント高い0.92倍となった。
- なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.80倍、パートの有効求人倍率は1.21倍となっている。



厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

一般職業紹介状況 平成26年7月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	129	▲ 30.3	▲ 33.5	
	うち男	58	▲ 34.1	▲ 42.6	
	うち女	69	▲ 28.9	▲ 25.8	
	年齢別	～44歳	82	▲ 25.5	▲ 32.8
		45～54歳	21	▲ 32.3	▲ 34.4
		55歳～	26	▲ 40.9	▲ 35.0
	月間有効求職者数	874	▲ 5.1	▲ 9.0	
	うち男	436	▲ 6.8	▲ 8.6	
	うち女	435	▲ 3.8	▲ 9.9	
	年齢別	～44歳	447	▲ 6.5	▲ 9.7
		45～54歳	169	2.4	▲ 20.3
		55歳～	258	▲ 7.2	2.0
求 人 関 係	新規求人数	234	▲ 38.1	▲ 3.3	
	主要産業別	建設業	28	▲ 31.7	▲ 31.7
		製造業	33	▲ 42.1	▲ 38.9
		卸売・小売業	33	▲ 31.3	73.7
		飲食店・宿泊業	64	3.2	68.4
		医療・福祉	41	▲ 55.4	7.9
月間有効求人数	802	▲ 6.4	17.3		
就 職 関 係	紹介件数	251	▲ 18.8	▲ 33.6	
	うち男	116	▲ 30.1	▲ 47.7	
	うち女	134	▲ 6.3	▲ 14.1	
	就職件数	90	▲ 10.0	▲ 35.7	
	うち男	39	▲ 22.0	▲ 39.1	
	うち女	51	2.0	▲ 32.9	

(パートを含む)

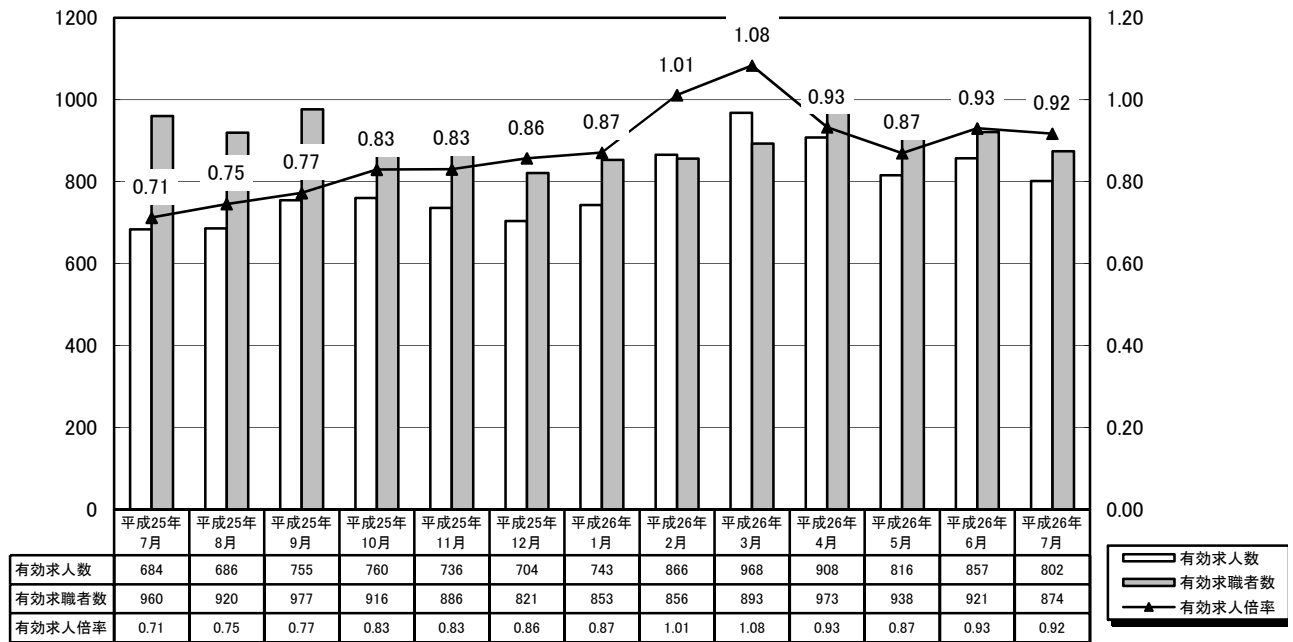
雇用保険取扱状況 平成26年7月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	780	779	796	
	資 格 取 得 者 数	126	112	103	
	資 格 喪 失 者 数	169	126	101	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,935	10,981	10,406	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	44	50	50
		受給者実人員	230	211	279
		支給金額(千円)	29,877	22,351	37,258
	高齢	受給者数	2	8	3
		支給金額(千円)	567	1,725	659
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	10	15	21
		支 給 金 額 (千 円)	3,382	4,823	6,996

労働市場の動き（平成26年7月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



◆労働者を募集・雇用する事業主のみなさまへ◆ ～募集・労働契約の締結時のトラブル防止のために～

『募集時に示された労働条件と入社後の労働条件が異なっていた』『入社後、「労働条件が示されない」「口頭でのみの説明」などで労働条件が不明瞭であった』『思っていた労働条件と異なっていた』など、労働条件等をめぐるトラブルが多く発生しています。このようなトラブルを未然に防止するためにも、以下の内容を十分ご理解いただき、改めてトラブルの防止に努めていただくようお願いします。

◎職業安定法第5条の3

労働者の募集を行う者は、その募集に当たって ～中略～ 次に掲げる事項については、書面の交付又は電子メールにより行わなければなりません。

- 労働契約の期間に関する事項
- 就業の場所、従事すべき業務の内容に関する事項
- 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日に関する事項
- 賃金の額に関する事項
- 健康保険等の適用に関する事項

◎労働基準法第15条第1項

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して ～中略～ 次に掲げる事項については、書面の交付により行わなければなりません。

- 労働契約の期間に関する事項
- 就業の場所、従事すべき業務に関する事項
- 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等
- 賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

詳しくはハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所：Tel.0224-25-3107）

または大河原労働基準監督署（Tel.0224-53-2154）までお問い合わせください。

9月は「障害者雇用支援月間」です

事業主は、障害者雇用率(いわゆる法定雇用率)によって計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければなりません。

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけています(精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます)。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされます。

重度身体障害者又は重度知的障害者の場合短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者の短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされます。

平成25年4月から法定雇用率は下記のとおりとなっています。

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.0%
国、地方公共団体等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます
<利用可能な支援の例>

○障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク

○職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター

○各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_shougaisyakoyou/